裁決書

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

処 分 庁 吹田市長 後藤 圭二

審査請求人が平成29年11月1日に提起した平成29年9月4日付け精神障がい 者保健福祉手帳交付申請に係る処分に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

審査請求人と処分庁がそれぞれ発出した文書によると、本件審査請求に至る経 緯は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年4月10日にA県B市から本市に転入したことに伴い、同年5月14日付けで精神障害者保健福祉手帳申請書を処分庁に提出し、これを受け、処分庁は、同日付けで精神障害者保健福祉手帳(以下「旧手帳」という。)を交付した。その障害等級及び有効期限については、A県が交付した精神障害者保健福祉手帳の記載内容を引き継ぎ、障害等級は2級、有効期限は平成29年2月28日であった。
- (2) 審査請求人は、平成29年7月28日付けで精神障がい者保健福祉手帳申請書を処分庁に提出し、これを受け、処分庁は、旧手帳の有効期限から5か月を経過していたため、更新の申請ではなく、新規の申請として受け付け、同年8月3日付けで大阪府こころの健康総合センター(以下「こころのセンター」という。)に申請書に添付された診断書に基づく障害等級の判定を依頼した。
- (3) 平成29年8月22日付けでこころのセンターから処分庁に審査請求人の障害等級を3級とする判定結果の回答があり、これを受け、処分庁は、平成29年9月4日付けで精神障害者保健福祉手帳の交付申請を承認する旨を審査請求人に通知した(以下「本件処分」という。)。
- (4) 審査請求人は、平成29年9月11日に障害等級が3級、交付日が平成29

年7月28日、有効期限が平成31年7月31日の精神障害者保健福祉手帳 (以下「新手帳」という。)を受領した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち障害等級に関する部分を取り消すとの決定を求める。

- (2) 審査請求の理由
 - ア 平成27年2月26日付けでA県から交付された精神障害者保健福祉 手帳における障害等級は2級であり、症状は当時から軽くなっていない。
 - イ 本件処分に係る障害等級は、診断書に記載された内容から総合的に3級 と判定されたものであるが、審査請求人の生活には、総合的な判定では見 落とされるような支障が多い。
 - ウ 審査請求人は、発達障害の主症状とその二次障害のために日常生活が著しく制限されており、精神障害者保健福祉手帳における障害等級が2級から3級になることにより、本人の社会生活や受けられる福祉サービスに影響の出ることが懸念される。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件処分については違法な点はなく、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

- (2) 弁明の理由
 - ア 処分庁が審査請求人に交付した旧手帳の障害等級については、A県が交付した精神障害者保健福祉手帳の記載内容を引き継ぎ、2級とした。一方、処分庁が審査請求人に交付した新手帳の障害等級については、審査請求人が提出した精神障がい者保健福祉手帳申請書に添付された診断書に基づき、こころのセンターが判定した結果を採用し、3級とした。
 - イ 本件処分に係る判定について、こころのセンターに確認したところ、審査請求人が提出した診断書においては、「日常生活能力の程度」について、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」状態とされているものの、「日常生活能力の判定」では、「自発的にできる」や「おおむねできるが援助が必要」に該当する項目が複数あり、診断書全体を見て判断した場合、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」状態と認められるため、障害等級を3級と判定したとのことである。

- ウ 障害等級の判定については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第6条第2項第4号 の規定に基づき、精神保健福祉センターが行うこととされており、大阪府では、こころのセンターにおいて、数名の精神科医の合議制により専門的 な知識や技術に基づく判定が行われている。その判定については、一定の 基準により一括して行われることで公平性が保たれており、妥当なものと 判断している。
- エ 審査請求人の精神障害者保健福祉手帳における障害等級が2級から3級になることにより、同人が受けられる福祉サービスに変わりはないと認識している。

第3 理 由

1 本件処分に至る手続について

吹田市の区域に係る精神障害者保健福祉手帳の交付申請の審査は、吹田市が行うこととされているが(大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条第1号及び法第45条第2項)、かかる申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とする障害等級の判定については、大阪府が法第6条第1項に基づき設置している精神保健福祉センターたる「こころのセンター」に依頼しなければならず(法第6条第2項第4号、大阪府こころの健康総合センター設置条例第1条及び吹田市精神障害者保健福祉手帳交付等事務取扱要領第4条)、同センターが障害等級の判定を行うこととなっている。

本件においても、処分庁は、審査請求人の障害等級の判定をこころのセンターに依頼し、こころのセンターによる障害等級の判定結果に基づいて、新手帳の障害等級を3級としたものであり、かかる一連の手続に違法又は不当な点は認められない。

2 障害等級の判定結果について

障害等級の判定は、精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準(平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知の別紙。以下「判定基準」という。)及び精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項(平成7年9月12日付け健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知の別紙。以下「判定基準の運用に当たっての留意事項」という。)に示された各等級の具体的な基準に照らして行われることとされているところ、審査請求人から提出された診断書の「2日常生活能力の判定」の各項目を判定基準の表の「能力障害(活動制限)の状態」の欄に照らし合わせてみると、「(2)身辺の清潔保持・規則正しい生活」、「(5)他人との意思伝達・対人関係」及び「(7)社会的手続きや公共施設の利用」の3項目は2級に該当するものの、「(1)適切な食事摂取」はどの等級にも該当せず、「(3)金銭管理と買い物」、「(4)通院

と服薬」、「(6)身辺の安全保持・危機対応」及び「(8)趣味・娯楽への関心、文化 的社会的活動への参加」の4項目は3級に該当する。

こころのセンターによれば、審査請求人が提出した診断書においては、「日常生活能力の程度」について、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」状態とされているものの、「2 日常生活能力の判定」では、「自発的にできる」や「おおむねできるが援助が必要」に該当する項目が複数あり、診断書全体を見て判断した場合、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」状態と認められるため、障害等級を3級と判定したとのことであり、判定結果は判定基準及び判定基準の運用に当たっての留意事項に反するものではなく、格別不合理な点は見当たらない。

よって、こころのセンターの上記判定結果に基づき行われた本件処分に違法又 は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年9月21日

審査庁 吹田市長 後 藤 圭 二

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か 月以内に、吹田市を被告として(訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長とな ります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、吹田市を被告として(訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。